

伏見西部第四地区土地区画整理審議会

委員選挙を行います

京都市南部区画整理事務所

電話 075-643-0088

日頃は、伏見西部第四地区土地区画整理事業の推進に御理解と御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、土地区画整理事業は、法律に基づき、土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）を設置し、権利者の皆様の御意見を事業に反映させながら進めています。

この度、伏見西部第四地区の審議会委員の任期（５年）満了に伴い、令和６年１１月２４日（日）に選挙を実施することになりました。

審議会の役割

- ① 施行者（京都市）が審議会の意見を聴かなければならない事項には、
 - ア 換地計画の作成や変更
 - イ 換地計画に関する意見書の審査
 - ウ 仮換地の指定などがあります。
- ② 施行者（京都市）が審議会の同意を得なければ必要な事項には、
 - ア 評価員の選任
 - イ 保留地を定めること
 - ウ 特別の宅地に関する措置
 - エ 宅地地積の適正化
 - オ 借地地積の適正化などがあります。

1 審議会委員の選挙権、被選挙権

（１）選挙権（投票できる権利）

伏見西部第四地区内の土地所有者又は借地権者であれば、土地の大きさや筆数にかかわらず、また、個人・法人を問わず、１個の選挙権があります。

ただし、借地権が未登記の場合は、京都市に借地権申告をされている方に限ります。

また、相続人や共有名義の方は別途代表者の届出が必要となります。

（２）被選挙権（選挙に立候補できる権利）

伏見西部第四地区内の土地所有者又は借地権者（借地権申告者を含む。）であれば、次の事項に該当する方を除き、個人・法人を問わず被選挙権があります。

ア 未成年者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

ただし、土地所有者であり、かつ借地権者の方の選挙権は、各１個、合わせて２個ありますが、被選挙権は、どちらか一方、１個しかありません。

2 選挙の日程

9月17日（火）

○選挙人名簿の作成基準日

この日現在、当地区内の土地所有者、借地権者及び未登記で借地権申告のあった方に、選挙権、被選挙権があります。

9月26日（木）

～

10月9日（水）
（土、日含む）

○選挙人名簿の縦覧期間

当地区内の土地所有者、借地権者の皆様が、正しく選挙人名簿に記載されているかを確認していただく期間です。

10月17日（木）

○選挙人名簿の確定

名簿の確定と同時に、選挙で選ばれる委員12名のうち、土地所有者、借地権者の各委員定数を確定します。

10月18日（金）

～

10月28日（月）
（土、日除く）

○立候補届の受付期間

被選挙権を有する方は、確定した選挙人名簿の「土地所有者の部」又は「借地権者の部」のいずれかに、個人・法人を問わず、期間内に必要書類を提出することにより立候補できます。

11月24日（日）

○投票日

投票は、「土地所有者の部」、「借地権者の部」各別に確定した選挙人名簿に記載されている方、御本人に限ります。

なお、立候補締切時に、土地所有者の立候補者数、借地権者の立候補者数がそれぞれの委員定数を超えない場合は、無投票当選となり、投票は行いません。

3 選挙人名簿の縦覧

選挙人名簿は、名簿作成基準日となる令和6年9月17日（火）現在で、伏見西部第四地区内の土地について、土地登記簿に記録されている土地所有者、借地権者を基に作成します。

選挙人名簿に記載されていないと、投票も立候補もできません。

名簿に記載漏れや誤りがないかを確認し、正しい名簿を確定するために、皆様に御覧いただく縦覧期間を設けています。

なお、登記されていない借地権については、令和6年9月13日（金）までに、登記を済まされるか、京都市南部区画整理事務所に借地権申告されないと、今回の選挙では、投票も立候補もできません。

(1) 縦覧期間及び場所

ア 縦覧期間 令和6年9月26日（木）から10月9日（水）まで
(土、日を含みます。)

午前8時30分から午後5時15分まで

イ 場 所 京都市南部区画整理事務所 TEL075-643-0088

(2) 異議の申出

皆様に御覧いただいた選挙人名簿に記載漏れ又は誤りがあるときは、文書で申し出ることができます。

異議の申出ができる期間は選挙人名簿の縦覧期間内です。

この期間を過ぎますと、名簿の修正はできません。

4 審議会委員の立候補の受付

確定した選挙人名簿に記載された被選挙権を有する方であれば、個人・法人を問わず候補者となることができます。

なお、立候補届は、権利の種別（土地所有者又は借地権者）ごとに受け付けます。

ただし、同一人が土地所有者と借地権者の両方の委員に立候補することはできません。

(1) 届出受付の期間及び場所

ア 届出期間 令和6年10月18日（金）から10月28日（月）まで
(土、日を除きます。)

午前8時30分から午後5時15分まで

イ 場 所 京都市南部区画整理事務所 TEL075-643-0088

(2) 立候補の届出に必要なもの

ア 「立候補届」又は「立候補推薦届」及び「立候補推薦承諾書」（所定の様式）

イ 住民票の写し＜本籍記載＞（法人の場合は、代表者事項証明書）

5 投票

投票することができる方は、確定した選挙人名簿に記載されている方に限ります。ただし、選挙の当日、選挙権をお持ちでない方は投票できません。

不在者投票及び代理投票はできません。

なお、立候補届の締切日において、候補者の数が土地所有者の委員定数、借地権者の委員定数をそれぞれ超えない場合は、無投票当選となり、投票は行いません。

令和6年11月24日（日）に投票を実施する場合は、改めて、投票の場所、時間、立候補の状況を御案内いたします。

【参考】審議会の構成（ただし、選挙委員の割合は前回のものです。）

委員定数	選挙委員（土地所有者：借地権者）	学識経験委員
15名	12名（※11名：1名）	3名

※選挙委員のうち、土地所有者及び借地権者の各委員定数は、選挙人名簿確定時に決まります。

次のような方はご注意ください！

相続登記を済まされていない方

相続に伴う所有権移転登記を済まされていない方は、相続届出書（所定の様式）が必要となりますので、令和6年9月13日（金）までに提出してください。

相続人が複数の場合は、共有者の方と同じく「代表者選任通知書」が必要となります。

なお、この届出の目的は、選挙人名簿の作成に当たり、相続人についての土地区画整理審議会委員の選挙権及び被選挙権を確認するためであり、京都市が相続登記をするものではありません。

借地権を登記されていない方

借地権を有する方で、その権利を登記されていない方は、借地権申告書（所定の様式）が必要となりますので、土地所有者の方と連署のうえ、令和6年9月13日（金）までに提出してください。

土地区画整理事業では、土地に関する従前の権利関係はそのまま換地先に移行しますが、登記されていない権利の実態を施行者（京都市）が把握することはできません。

権利を申告されますと、その申告内容に基づき、仮換地指定時に施行者（京都市）は、その権利の目的となるべき宅地、又はその部分を指定します。

土地又は借地権を共有しておられる方

土地又は借地権（未登記で借地権申告のあるものを含む。）を共有されているときは、選挙権及び被選挙権は共有者全員で1個となります。

代表者（1人）を選んでいただくための届出「代表者選任通知書」（所定の様式）が必要となりますので、立候補又は投票時までに必ず御用意ください。

この届出がないと、共有者の皆様は、立候補や投票ができません。

なお、所定の様式には、共有者全員の記名押印又は署名が必要となります。

法人の権利者の方

法人の権利者が投票する際には、法人を代表する方（1人）の「投票者指定証明書」（所定の様式）が必要です。投票時に必ず御用意ください。

※ 詳しくは、京都市南部区画整理事務所（075-643-0088）にお問い合わせください。